資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

1. 「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
4. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
5. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
6. 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第二号第4の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本											評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
				資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
								××積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××			××		××						××					××
剰余金の配当							××		△××	△××		△××					△××
中間純利益									××	××		××					××
自己株式の処分											××	××					××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）													××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	−	××	××	−	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××

別紙様式第二号第1の14を次のように改める。

14　自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額　（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				